

## 婚活サポーター事業実施要綱

### (目的)

第1条 少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を希望する独身者の出会いの機会を拡充し、地域の出会いや結婚への相談体制を充実するため、婚活サポーター事業を実施するものとする。

### (活動内容等)

第2条 婚活サポーターは、地域の独身者へのお世話焼きとして、さまざまな活動をボランティアで行う。想定される活動としては以下のものがあげられる。

- (1) 相談者に相手を紹介（引き合わせ）
- (2) 県や市町村等の実施する独身者等相談会での個別相談対応
- (3) 相談者や地域の独身者等に県の出会い・結婚支援事業等の情報を提供
- (4) 県が実施する研修等への参加
- (5) 婚活サポーターの情報交換会及び独身者の交流会の実施

2 婚活サポーターの活動に当たっては、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針（平成29年12月26日付け内閣府子ども・子育て本部統括官決定）」を踏まえ、以下の点に留意する。

- (1) 特定の価値観を押し付けない
- (2) 多様性に配慮する
- (3) 個人の意思を尊重する（支援を強制しない）
- (4) プライバシーを守る

### (活動費)

第3条 第2条第1項第2号に伴う旅費相当額として、相談会1回につき1千円を支給する。

2 第2条第1項第4号に伴う旅費相当額として、年3千円を上限に年度末に支給する。但し1回の参加につき1千円とする。

### (登録)

第4条 県は、以下の要件を全て満たす者を婚活サポーターとして登録する。

- (1) 県内在住の成人で、県の実施する研修を受講した者
- (2) 現在、自身が婚活サポーター制度の相談者として結婚活動中で無い者
- (3) 婚活サポーター登録申込書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）を提出した者

2 婚活サポーターの登録期間は、登録した日から3年後の日の属する年度末までとする。

ただし、以下の要件を全て満たす者は引き続き登録することができる。

- (1) 登録期間中に県の実施する婚活サポーター交流会及び研修に1回以上参加した者
- (2) 誓約書を提出した者

(抹消)

第5条 県は、前項の規定にかかわらず、婚活サポーターが以下の事項に該当した場合は、登録を抹消する。

- (1) 誓約書(第2号様式)に掲げる各事項に反した場合又は虚偽の申告等が判明した場合
- (2) 第7条第2項の規定に、正当な理由なく違反した場合
- (3) その他婚活サポーターにふさわしくない行為があったと認められる場合

(県の役割)

第6条 県は、地域での婚活サポーターの自発的な活動を支援するため、次のことを行う。

- (1) 基本的な知識等を学ぶ研修等の実施
- (2) 県のホームページにおいて婚活サポーターを紹介(氏名、顔写真、住所(市町村名)、連絡先等)し、婚活サポーターの居住市町村及び周辺市町村等への広報啓発
- (3) 婚活サポーターの活動がスムーズに行えるよう、婚活サポーターであることを示す名札等の配付
- (4) 婚活サポーターの資質向上及び婚活サポーターと婚活サブサポーターの交流、情報交換を目的とする交流会の実施
- (5) 複数の婚活サポーター及び婚活サブサポーターが共同で実施する婚活サポーターの情報交換会及び独身者の交流会等に要する経費への助成(出会いのきっかけ応援事業費補助金)
- (6) 県内各地区における婚活サポーター及び婚活サブサポーター組織の活動状況や課題等意見を集約し、全県規模で情報交換を行う、高知県婚活サポーター連絡協議会の設置運営

(暴力団排除)

第7条 婚活サポーターは、暴力団員等でなく、かつ将来にわたっても該当しないことを条件とする。

2 婚活サポーターは、暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当要求があった時点で、速やかに県にこれを報告し、警察への通報に必要な協力を行うものとする。

(その他)

第8条 婚活サポーターの活動における、相談者その他関係者に係るトラブルについては、  
県は一切責任を負わない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、婚活サポーターの運営に関し必要な事項は、高知  
県元気な未来創造課が定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記

(第1号様式)

### 婚活サポーター登録申込書

氏名 しめい		年齢		性別	
住所	〒				
電話番号	自宅		縁結び活動の 経験の有無		
	携帯				
メールアドレス					
職業					
資格					
活動 エリア	<input type="checkbox"/> 居住地の市町村に限る <input type="checkbox"/> その他 ( )				
動機 ・ 自己PR					
他のサポ ーターか らのフォ ロー	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (希望する内容) <input type="checkbox"/> 成婚実績が多い <input type="checkbox"/> 相談者数が多い <input type="checkbox"/> 活動期間が長い <input type="checkbox"/> その他 ( )				

別記

(第2号様式)

## 誓 約 書

私は、下記の事項に同意し、婚活サポーターとして活動することを誓約します。

これに反した場合、虚偽の申告等が判明した場合又は婚活サポーターにふさわしくない行為があったと認められる場合は、登録を取り消されても異議を申しません。

- 一、 婚活サポーターの活動をボランティアで行うこと。
- 一、 自らの個人情報の一部（名前、顔写真、住所（市町村名まで）、連絡先）について、県のホームページに掲載すること。
- 一、 婚活サポーターの地位を利用し、または、その活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動などサポート活動以外の活動を行わないこと。
- 一、 個人のプライバシー及び個人情報の管理には十分に留意すること。
- 一、 現在、暴力団員等のいずれにも該当しておらず、かつ婚活サポーターに登録されている間も該当することはないこと。

年 月 日

氏名